

NAGASU

長洲町教育振興基本計画 (第3期)

令和8年3月
長洲町教育委員会



はじめに

教育基本法の理念、目的、目標、機会均等の実現をめざすことは、これからの時代においても変わることのない、教育の「不易」であり、これまでも各種取組を進めてきました。

教育の「不易」としての普遍的な使命を実現するためにも、社会や時代の「流行」を取り入れることも必要であると考えます。

将来の予測困難な時代にあっても、子供たちがしっかりと生きていく力を付けられるよう今後の社会を展望した時、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであるのです。本町の教育振興基本計画第3期はこれまでの取組の成果と課題を鑑みて、進むべき方向を指し示す長洲町教育のバックボーンとして存在するものです。

今後、「豊かな学びを通して、主体性をもち未来を切り拓く人づくり」を基本理念に長洲町の教育の更なる充実をめざし、本計画を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、長洲町教育振興基本計画策定に関する審議会委員の皆様をはじめ、町民の皆様からの意見も賜りましたことに深く感謝申し上げます。

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第2章	第2期計画の取組・評価	4
第3章	計画の基本理念	10
第4章	基本方針の達成に向けた取組	14
	基本方針1 変化の激しい時代を生き抜く力の育成	14
	基本方針2 質の高い教育環境の整備	20
	基本方針3 家庭・地域の教育力の向上	23
	基本方針4 活力あふれる町の実現に向けた文化・スポーツの推進	27
第5章	計画の推進体制等	31
資料編		32
	○長洲町教育振興基本計画策定に関する審議会運営要綱	
	○長洲町教育振興基本計画策定に関する審議会委員名簿	
	○長洲町の教育についてのアンケート調査	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

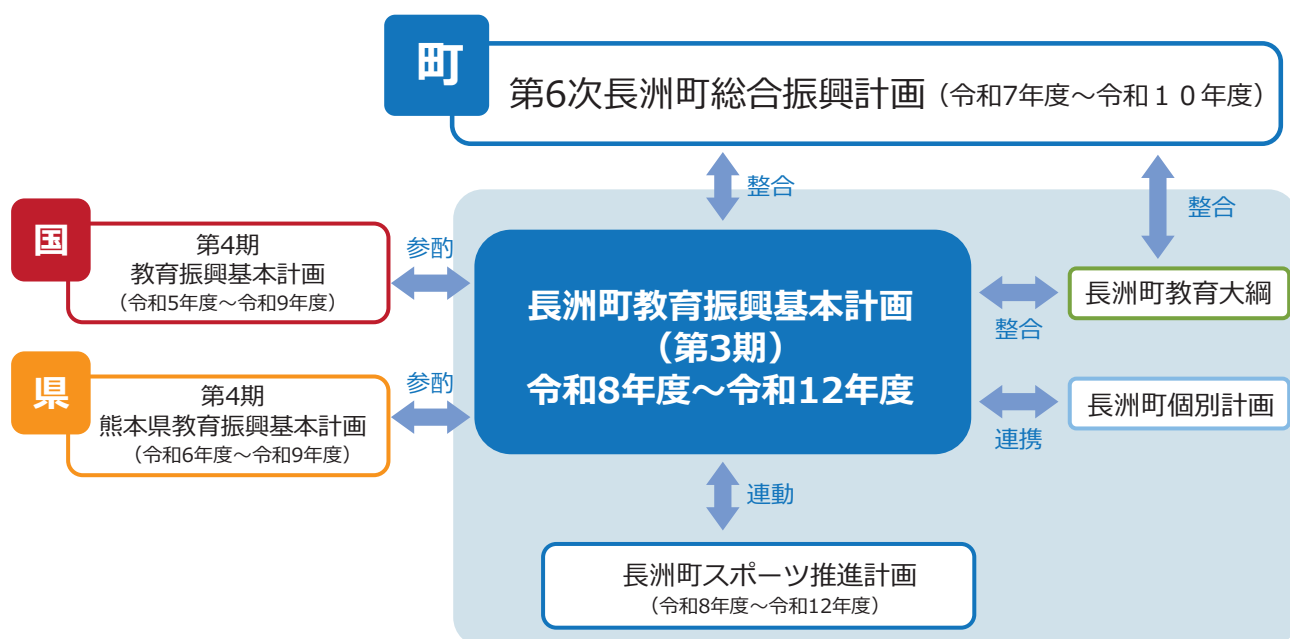
本町では「教育基本法」に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、「長洲町教育振興基本計画(第2期)」(以下、「第2期計画」という。)を策定し、「主体性をもち 生涯を通じて学ぶ 人づくり」を基本理念として、各種取組を進めてきました。

令和7年度において、国の『第4期教育振興基本計画』(令和5年度～令和9年度)の内容を踏まえるとともに、本町を取り巻く教育情勢の変化や第2期計画の取組に関する評価を行い、これまでの成果と課題を鑑みて、その内容を見直し、新たに『長洲町教育振興基本計画(第3期)』(以下、「本計画」という。)として策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「教育基本法」第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的計画と位置づけます。

なお、本計画策定にあたっては、国の『第4期教育振興基本計画』や熊本県の『第4期熊本県教育振興基本計画』、その他の国・県の関連計画を参考にするとともに、本町のまちづくりの指針である長洲町総合振興計画を基盤として、本町の教育に関連する他の計画との整合性を図りながら策定しています。



3 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間を、本計画の計画期間とします。



4 児童生徒数の動向

我が国の人口は、平成20年度(2008年)をピークとして減少に転じており、熊本県と長洲町では、全国よりも約10年早く人口減少の局面に転じています。

また、2050年にかけて10代から30代の若い世代が約3割減少し、65歳以上が総人口の約4割になるといった生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。

人口構造の変化や少子高齢化は、労働人口の減少による経済活動の縮小等、地域活力の低下をもたらすだけでなく、地域社会の維持が困難になる等、町民の生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このような状況の中、長洲町に住む全ての人が、これからの社会を担い、生き抜く力を育むとともに、生涯にわたって学び、様々な分野でそれぞれの能力を発揮し、活躍し続けることが求められています。

【小中学校の児童生徒数の推移】

小学校		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
六栄小学校	児童数	244	245	232	228	212
腹赤小学校	児童数	196	204	198	205	203
長洲小学校	児童数	223	231	227	227	237
清里小学校	児童数	117	119	118	118	113
小学校 計	児童数	780	799	775	778	765
中学校		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
旧 腹栄中学校	生徒数	196	194	194		
旧 長洲中学校	生徒数	165	162	150		
新 長洲中学校	生徒数				344	335
中学校 計	生徒数	361	356	344	344	335

資料：学校基本調査

5 国及び熊本県の動向

国の第4期教育振興基本計画においては、コンセプトとして「持続可能な社会の作り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイング[※]の向上」を掲げ、その下に「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」等の5つの基本方針と16の教育政策の目標が示されています。

また、第4期熊本県教育振興基本計画においては、「自らの可能性を拓げ、未来を切り拓く熊本の人づくり」を基本理念とし、その下に「変化の激しい時代に対応した質の高い教育の推進」、「共生社会の実現に向けた教育の充実」等の5つの基本目標と34の取組事項が示されています。

※ウェルビーイング

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

第2章 第2期計画の取組・評価

1 第2期計画の取組・評価

第2期計画の成果指標について、次のように評価を行いました。

基本方針1 社会を生き抜く力の育成

指標	目標値	実績（令和6年度）
児童生徒の学力が向上した割合（全国学力・学習状況調査で全国平均を上回った項目数）	すべて全国平均を上回る	一部、全国平均を上回る
これまでの対応と今後の方針 <p>これまでに、全国学力・学習状況調査等の結果を分析し、各児童生徒の学力に応じた指導方法や指導体制の工夫を図りながら、夏季休業期間において民間学習塾との委託による受験対策学習塾を開催する等、学力の充実に努めてきましたが、令和6年度実績として目標値に対しての達成度は低くなっています。</p> <p>今後も指導方法や指導体制の工夫を図るとともに、地域の人材や大学生等を講師とした学習支援を行い学力の充実に努めます。</p>		

指標	目標値	実績（令和6年度）
児童生徒への図書貸し出し冊数	133,000冊	88,260冊
これまでの対応と今後の方針 <p>これまでに、学校図書館標準冊数を目安として毎年度計画的に図書を購入し、学校図書館の整備を行ってきましたが、児童生徒数の減少により貸出冊数は減少傾向にあります。</p> <p>今後も計画的な図書の購入や図書指導の工夫に努めるとともに、町図書館との連携や電子図書館の利用促進も図りながら、読書活動の充実に努めます。</p>		

指 標	目標値	実績（令和6年度）
将来の夢や目標をもっていると答え た児童生徒の割合	小学校：100% 中学校：100%	小学校：85.8% 中学校：69.5%

これまでの対応と今後の方針

これまでに、児童生徒が将来の夢をもつことができるよう、日本サッカー協会への委託によるトップアスリートのOB・OGを講師とした「夢の教室」を開催してきました。

実績を見ますと、小学校児童に比べ中学校生徒の割合が低いことから、今後も児童生徒が将来の夢や目標をもつことができるような事業実施に努めます。

指 標	目標値	実績（令和6年度）
学校給食における地場産物活用率 (熊本県内産)	60%	64.2%

これまでの対応と今後の方針

これまでに、荒尾市産の梨や有明海産の海苔をはじめとした様々な地場産物を学校給食において活用してきました。

今後も地域産食品の活用にあつては努めます。

指 標	目標値	実績（令和6年度）
一人平均むし歯本数(12歳時)	0本	0.20本

これまでの対応と今後の方針

これまでに、町内小中学校において、歯科衛生士によるフッ化物洗口やブラッシング指導、おやつのとりの方や歯周病についての講話を実施し、むし歯の予防にあつては努めてきました。

今後も継続して、むし歯の予防にあつては取り組みます。

指 標	目標値	実績（令和6年度）
児童生徒の体力が向上した割合 （全国体力・運動能力、運動習慣等調査 で全国平均を上回った種目数の割合）	全ての実技種目で全 国平均値を上回る	小学校男子：5/8 女子：7/8 中学校男子：5/9 女子：3/9

これまでの対応と今後の方針

小学生男子については、全体的に瞬発力・投力で、小学生女子については、跳躍力で全国平均を下回る傾向にあります。

また、中学生男子については、持久力・投力で、中学生女子については、柔軟性・持久力・跳躍力・投力で全国平均を下回る傾向にあります。

学校毎に調査結果から課題を分析し、授業や学校生活において工夫しながら、運動能力の向上や運動に対する意識の向上を図っていることから、今後も教育活動を通して体力向上に努めます。

指 標	目標値	実績（令和6年度）
不登校児童生徒(年間30日以上)の 出現率	小学校：0.3% 中学校：1.0%	小学校：1.28% 中学校：3.19%

これまでの対応と今後の方針

これまでに、学校現場における「愛の1・2・3運動+1」を行い、不登校の未然防止と解消に向けた対応を行うとともに、学校に行けず家庭に引きこもっている児童生徒の居場所として、ほっとスペースウィングを運営してきました。

また、ウィングでは、保護者がいつでも相談できる場として、学校・町こども家庭センター「はぐくみ館」・関係機関と連携し、町スクールソーシャルワーカーと県スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーと情報を共有しながら、相談対応に努めてきました。

しかし、不登校児童生徒の出現率は、中学校においては減少傾向ですが、小学校においては僅かに増加傾向にあるため、今後も引き続きウィングを運営し児童生徒や保護者に寄り添った相談対応に努めます。

指 標	目標値	実績（令和6年度）
生徒が英語力を身につけた割合 （中学3年生：英検3級相当取得率）	40%	20.16%

これまでの対応と今後の方針

民間委託による就学前から就学後の切れ目のない英語教育や、小学校における英検対策レッスン、小中学校におけるALTの配置を行ってきましたが、令和6年度の実績として、目標値に対しての達成度は低くなっています。

今後も、英検に限らず幅広く英語に関する他の成果指標も含め検討し英語力の育成に努めます。

指 標	目標値	実績（令和6年度）
キャリアパスポートが校種間のつながりを意識した内容になっている学校の割合	100%	100%

これまでの対応と今後の方針

これまでも、小学校で積み重ねたキャリアパスポートを中学校に引き継ぎ、活用しながら、主体的に学ぶ力・自己実現の育成に取り組んできました。

今後も、校種間でのキャリアパスポートの引き継ぎを行い、児童生徒の主体的に学ぶ力や自己実現の育成に努めます。

指 標	目標値	実績（令和6年度）
児童生徒（小学5年生、中学2年生）が「スマートフォン等の利用に関する長洲ルール」を認知している割合	100%	80.5%

これまでの対応と今後の方針

これまでに、児童生徒が情報と情報技術を適切に活用できるように各教科の授業を行うとともに、「ネット依存」や「ネットいじめ」等から児童生徒を守るため、学校と家庭が連携し情報に関するモラルの必要性や責任について指導を行ってきました。

また、警察や専門家と連携し、保護者向けのSNSに関する講演会を開催し、トラブルの未然防止に努めてきました。

今後も、児童生徒がトラブルに巻きこまれないよう指導・啓発に努めます。

基本方針2 生涯学び、学びあう環境づくり

指 標	目標値	実績（令和6年度）
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)が設置された学校の割合	100%	100%
<p>これまでの対応と今後の方針</p> <p>令和元年度(長洲小学校、清里小学校)、令和2年度(腹赤小学校、六栄小学校)、令和3年度(長洲中学校)に学校運営協議会を設置し、「地域とともにある学校」を目指して、田植え・稲刈体験や地元の祭りへの参加、学校と地域・行政等が合同で実施する防災訓練の実施等、子どもたちの新たな教育活動を行ってきました。</p> <p>今後も、学校と地域が連携した体制での取組に努めます。</p>		

基本方針3 家庭教育力の向上

指 標	目標値	実績（令和6年度）
保護者が家庭教育について学んだ園・学校の割合(「親の学び」講座や家庭教育講演会・研修会を実施した園・学校の割合)	就学前：100% 小学校：100% 中学校：100%	就学前：100% 小学校：100% 中学校：100%
<p>これまでの対応と今後の方針</p> <p>これまでに、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供の場として、家庭教育講演会や研修会を開催し、きめ細やかな家庭教育支援を行ってきました。</p> <p>また、就学前や小中学校において、家庭教育支援の充実を図り「親の学び」プログラムを推進してきました。</p> <p>今後も、学校・地域・家庭が連携した教育体制のさらなる推進を図り、家庭教育力の向上に努めます。</p>		

基本方針 4 質の高い教育環境の整備

指 標	目標値	実績（令和6年度）
教員が授業にICTを活用して指導する能力(できる・ややできると答えた教員の割合)	100%	66.01%
<p>これまでの対応と今後の方針</p> <p>これまでに、教育委員会と各学校の情報教育担当教諭との連携やICT支援員を配置する等、ICTを活用した教育の推進を図ってきました。</p> <p>今後も、機器の更新や支援員の配置等を継続し、ICTを活用した教育の推進に努めます。</p>		

指 標	目標値	実績（令和6年度）
教職員の時間外在校等時間が年360時間以内となっている割合	100%	52.17%
<p>これまでの対応と今後の方針</p> <p>これまでに、校務支援システムを導入し、勤務時間の適正管理や業務の効率化を図ってきましたが、令和6年度の実績として、目標値に対しての達成度は低くなっているため、今後も引き続き業務の適正管理及び効率化に努めます。</p>		

指 標	目標値	実績（令和6年度）
町図書館の貸し出し冊数	100,000冊	51,231冊
<p>これまでの対応と今後の方針</p> <p>これまでに、デジタル図書館の学校授業等への導入により、図書資料活用の利便性を向上させました。</p> <p>また、有明定住自立圏や熊本市との図書館相互利用により、図書資料数の増大と、利用者の生活圏に合わせた整備を進めました。</p> <p>今後は、指定管理者の自主事業との連携により、新規利用者の開拓を図るとともに、引き続き利用者のニーズに応じた図書館運営体制を推進し、利用者の増加に努めます。</p>		

第3章 計画の基本理念

1 基本理念

豊かな学びを通して、主体性をもち 未来を切り拓く人づくり

現代は、人工知能(AI)の進化、グローバル化の更なる進展、気候変動等の地球環境問題等、かつてないスピードで変化している将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性(Volatility)、不確実性(Uncertainty)、複雑性(Complexity)、曖昧性(Ambiguity)の頭文字をとってVUCAの時代とも言われています。

このように将来の予測が困難な時代において、国の第4期教育振興基本計画では、次の2つのコンセプトが掲げられております。

①持続可能な 社会の創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の作り手となり持続可能な社会を維持・発展させていく人材の育成。
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成。

②日本社会に根差した ウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上。
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む。

上記のコンセプトにおいて、「持続可能な社会の創り手の育成」については、主体性、創造性等の持続可能な社会を維持・発展させていくような人材に求められる資質・能力、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」については、協働性、多様性、自己実現等のウェルビーイングの向上に求められる資質・能力の育成が示されております。

本町では、「豊かな学びを通して、主体性をもち未来を切り拓く人づくり」という本計画の基本理念を基に、一人ひとりが、自ら目標を立て学びの方法を選択しながら豊かに学び、地域社会の一員として他者を尊重し、多様な人々と協力しながら、様々な社会的変化を乗り越えることができる教育を推進し、持続可能な社会の担い手になり、自らの手で未来を切り拓き豊かで幸せな人生を実現できることを目指します。

2 基本方針

本計画の基本理念に基づき、本町教育行政の施策を展開するうえで、次の4つを基本方針として定め、五者連携(地域、家庭、子ども、学校、行政)で協働しながら教育行政を推進します。

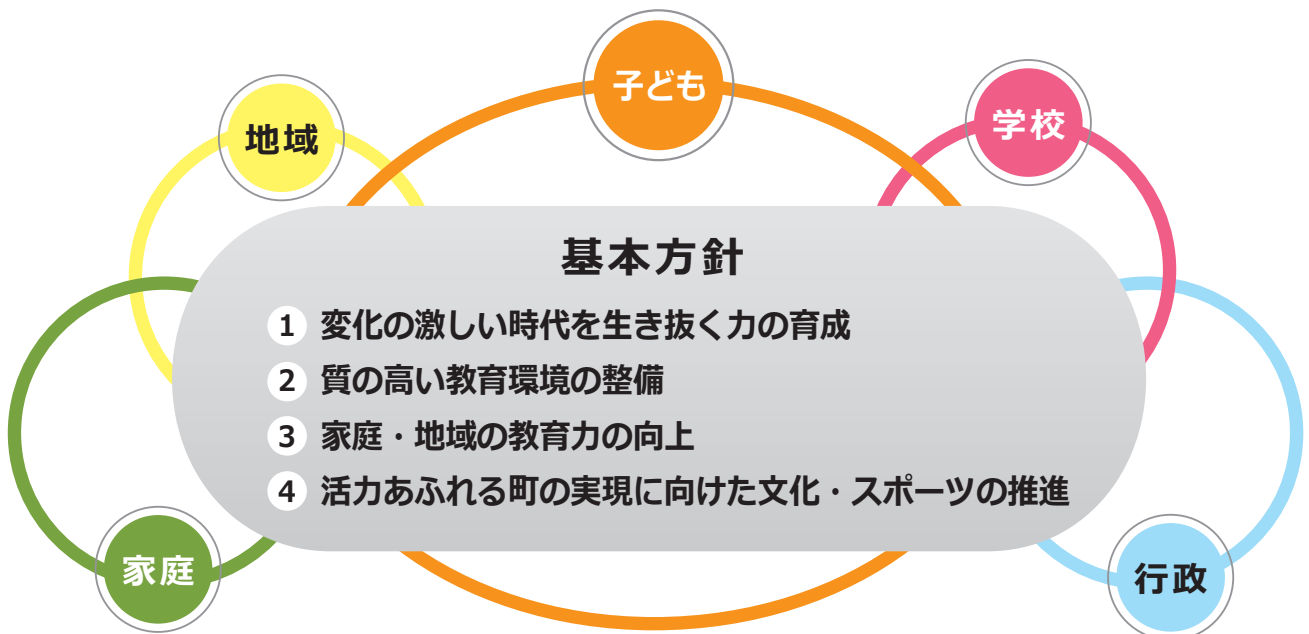
この4つの基本方針につきましては、それぞれが相関する関係性となっております。

まず、基本方針1の「変化の激しい時代を生き抜く力の育成」につきましては、前述の国の2つのコンセプトに該当するものであり、これからの時代を切り拓いていく個別最適な学びによる主体性・創造力等や互いの良さを受け止め合えるような協働的な学びによる協働性・多様性等を育成することを目指しております。

そして、基本方針1を実現するための手段として、基本方針2「質の高い教育環境の整備」及び3「家庭・地域の教育力の向上」があり、学校施設やICT等の教育環境の整備、教職員の資質・能力の向上、家庭教育への支援や地域と協働した学校づくり等の取組事項を盛り込んでおります。

最後に、基本方針4「活力あふれる町の実現に向けた文化・スポーツの推進」につきましては、児童生徒が学校以外の活動の場で、学校内で学んだこと(基本方針1～3で培った力)をスポーツや文化等の分野で発揮することを想定しております。

また、子どもから高齢者まで多様な世代の学びの場としての環境づくりのため、施設等の運営や文化・スポーツの活動団体への支援、人材の育成等の取組事項を盛り込んでおります。



3 施策体系図

基本理念 豊かな学びを通して、主体性をもち未来を切り拓く人づくり		
基本方針	教育目標	取組事項
1 変化の激しい時代を生き抜く力の育成	(1) 確かな学びの推進	① 学校教育での確かな学力の育成 ② 幼児教育と小学校教育の円滑な接続 ③ 読書活動の推進
	(2) 様々な体験を通じた豊かな心の育成	① 夢をもつことができる生徒主導による講演会等の開催 ② 男女共同参画社会の推進 ③ 長洲ふるさと学習の推進 ④ 体験活動の推進
	(3) 健やかな体の育成	① 学校給食を活用した食育の推進 ② 学校保健の充実 ③ 健康・体力の向上
	(4) 人権の尊重	① 人権教育の推進 ② いじめへの対応の更なる強化 ③ 体罰・暴言等の根絶 ④ 不登校児童生徒に対する支援の充実
	(5) グローバルに活躍できる人材の育成	① 外国語教育の推進 ② 外国語指導体制の充実 ③ キャリア教育の推進
	(6) インクルーシブ教育の推進	① 特別支援教育の充実 ② 共生社会の実現に向けた取組の推進
2 質の高い教育環境の整備	(1) 教育環境の充実	① 学校施設の適正な管理運営 ② 国や県等の教育施策への対応
	(2) 学校教育の情報化に関する推進	① 児童生徒の情報活用能力の育成 ② 教職員のICT活用指導力の向上 ③ ICTの環境整備推進 ④ ICT推進体制の整備
	(3) 教職員の資質・能力の向上	① 教職員の資質・能力の向上 ② 学校における働き方改革の推進
	(4) 就学等に係る経済的負担の軽減	① 就学援助事業の実施

3 家庭・地域の教育力の向上	(1) 基本的な生活習慣の定着	① 「早寝早起き朝ごはん」運動の推進 ② ながす家庭教育10か条の周知・啓発
	(2) 相談体制の充実	① 相談体制の充実 ② セーフティネットに関する情報の周知・啓発
	(3) 家庭教育への支援の充実	① 家庭教育講演会・研修会開催への支援 ② 「親の学びプログラム」の推進 ③ 家庭への支援体制の推進 ④ 情報モラル教育の推進
	(4) 地域とともにある学校づくり・学校を核とした地域づくりの推進	① コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進 ② 地域学校協働活動（五者連携）の推進
	(5) 防災・安全対策の推進	① 学校の防災・安全対策の推進 ② 見守り活動の推進
4 活力あふれる町の実現に向けた文化・スポーツの推進	(1) 生涯学習環境の充実	① 社会教育施設等の適正な管理運営
	(2) 生涯学習の推進	① 公民館活動の推進 ② 町民参加による生涯学習機会の推進 ③ 地域人材の発掘・育成 ④ 人権教育の推進
	(3) 魅力ある図書館事業の推進	① 魅力ある図書館事業の推進
	(4) スポーツの推進	① 生涯スポーツの推進 ② 総合型地域スポーツクラブへの支援 ③ スポーツ環境・施設の充実
	(5) 芸術・文化の振興と文化財の保存	① 芸術・文化活動の推進 ② 伝統芸能の継承 ③ 文化財の保護・保存
	(6) 社会教育・社会体育・文化団体等の活動支援の充実	① 社会教育団体の育成 ② 社会体育団体の育成 ③ 文化団体の育成

第4章 基本方針の達成に向けた取組

基本方針1 変化の激しい時代を生き抜く力の育成

将来の予測が困難な現代においても、社会の変化を前向きに受け止め、一人ひとりが豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、これまで育まれてきた「知・徳・体」の総和である「生きる力」を資質・能力で捉え、「生きて働く知識及び技能」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」の三つの柱に沿った学校教育を行い、社会を生き抜くために必要な力を育んでいきます。

(1) 確かな学びの推進

主な取組

- ① 学校教育での確かな学力の育成
- ② 幼児教育と小学校教育の円滑な接続
- ③ 読書活動の推進

① 学校教育での確かな学力の育成

学習指導要領の着実な実施に向けて、教育課程に基づく教育活動の質を向上させるため、これからもカリキュラム・マネジメントの改善を図ります。

また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、校内研修や自主研修を開催し、教職員の資質・能力の向上に努めるとともに、全国学力・学習状況調査や熊本県学力調査、町独自の標準学力調査の結果を分析しながら、児童生徒の学力に応じた指導方法・体制の工夫や改善を図り、確かな学力の育成に努め、子どもたちを誰一人として取り残すことのないよう、個別最適な学びと協働的な学びの実現に努めます。

② 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

就学前教育から小学校以降の教育への移行が円滑に行われるよう、「架け橋期のカリキュラム」に基づき、認定こども園・幼稚園と小学校の連携を深め、幼児の発達段階における指導方法に対する共通理解を図ります。

また、「アプローチカリキュラム」や「スタートカリキュラム」に基づき、教育内容や教育方法の工夫を図り、ニーズに応じた支援に努めます。

③ 読書活動の推進

学校図書の計画的な購入と読書指導の工夫に努め、町図書館との連携や電子図書館の利用促進を図りながら読書活動の充実に努めます。

指標

○児童生徒の学力が向上した割合（学力・学習状況調査による経年比較）

現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
—	前学年時の成績を上回る

○児童生徒への図書貸し出し冊数（年間1人あたり貸し出し冊数）

現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
小学校：106冊 中学校：17冊	小学校：118冊 中学校：29冊

（2）様々な体験を通じた豊かな心の育成

主な取組

- ① 夢をもつことができる生徒主導による講演会等の開催
- ② 男女共同参画社会の推進
- ③ 長洲ふるさと学習の推進
- ④ 体験活動の推進

① 夢をもつことができる生徒主導による講演会等の開催

児童生徒が、夢をもち、主体性や協調性をもって生き抜くための基盤づくりとして、高等教育機関と連携した講演会や実技指導等を実施します。

また、生徒の自主性を育むため、生徒主導で発案・調整等を行い、講演会等を実施します。

② 男女共同参画社会の推進

児童生徒の発達段階に応じた性に関する学習や人権教育・道徳教育を通して、正しい知識の習得と男女共同参画への理解促進を図ります。

③ 長洲ふるさと学習の推進

町の歴史や自然等を学び、地域の人や伝統文化等にふれ合う体験を地域の協力を得ながら、「ふるさと学習」を通じて、ふるさとを愛する心を育みます。

④ 体験活動の推進

農業体験・職場体験・ボランティア等の社会体験、少年自然の家への宿泊等の自然体験、スポーツ観戦・音楽鑑賞等の文化的体験といった様々な体験活動を通して自尊感情や外向性等の育成に努めます。

指標

○将来の夢や目標をもっていると答えた児童生徒の割合（全国学力学習状況調査質問）

現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
小学校：85.8% 中学校：69.5%	小学校：90% 中学校：75%

※R6全国平均 小学校：82.4% 中学校：66.3%

（3）健やかな体の育成

主な取組

- ① 学校給食を活用した食育の推進
- ② 学校保健の充実
- ③ 健康・体力の向上

① 学校給食を活用した食育の推進

荒尾市・長洲町学校給食センターの適正な維持管理を行い、栄養バランスに配慮しながら熊本県産食材を積極的に活用した学校給食を提供し、栄養教諭や町管理栄養士と協力しながら学校給食を活用した食育を推進します。

また、保護者・学校・給食センター等が連携し、食物アレルギーをもつ児童生徒に対するアレルギー対応食の提供に努めます。

② 学校保健の充実

児童生徒が健やかな毎日を過ごすことができるよう、各種疾病等の予防のため、学校において日々の健康観察や健康相談・個別指導を通じて健康課題の解決に努めるとともに、児童生徒が主体的に健康増進に取り組めるよう、正しい知識の普及と意識の向上を図ります。

また、町保健センターとの連携により、成長期の児童生徒の健全な成長を促すため、簡易貧血検査を実施し、食生活や生活習慣の改善を図るとともに、歯と口腔の健康を維持するため、全ての学校でフッ化物洗口を実施し、むし歯予防の効果を高めます。

③ 健康・体力の向上

全小中学校の水泳の授業において、児童生徒の泳力に合わせた水泳インストラクターの指導補助を行う等、体育の授業内容の工夫を図りながら、学校行事や全校体育等の教育活動を通して、児童生徒の健康への意識と体力の向上に努めます。

指標

○学校給食における地場産物活用率（熊本県内産）

現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
64.2%	65%

○むし歯のない12歳児の割合

現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
96.91%	増加

※引用：健康ながす21（第三次）
令和6年度熊本県の歯科保健の現状

○児童生徒の体力が向上した割合

（全国体力・運動能力、運動習慣等調査で全国平均を上回った種目数の割合）

現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
小学校 男子：5／8 女子：7／8 中学校 男子：5／9 女子：3／9	全ての実技種目で全国平均値を上回る

（4）人権の尊重

主な取組

- ① 人権教育の推進
- ② いじめへの対応の更なる強化
- ③ 体罰・暴言等の根絶
- ④ 不登校児童生徒に対する支援の充実

① 人権教育の推進

「熊本県人権教育・啓発基本計画(第5次改訂版)」を踏まえ、就学前教育においては、豊かな情操と思いやり、生命や人権を大切にする心を育てるよう努め、学校教育においては、教職員が様々な人権問題を自らの問題と捉え、全ての教育活動を通じて人権尊重の精神の涵養を図る人権教育に取り組みます。

② いじめへの対応の更なる強化

「長洲町いじめ防止条例」に沿って、学校、保護者、町民が、それぞれの立場でいじめの未然防止に努めます。

また、いじめの早期対応と解消に向け、校内にいじめに関する「情報集約担当者」を置くとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、相談・支援体制の更なる強化を図ります。

③ 体罰・暴言等の根絶

教職員等による体罰や暴言等の根絶に向けて、校内研修等を通じて指導力の向上を図り、体罰や暴言等のない学校づくりに努めます。

④ 不登校児童生徒に対する支援の充実

学校での「愛の1・2・3運動+1」の取組を徹底し、不登校の未然防止と解消に向けた組織的な対応を行います。

また、不登校または不登校傾向にあり教室に入りづらいと感じている児童生徒のため、教育支援センター「ほっとスペースウイング」に加え、新たに中学校に落ち着いて過ごせる居場所を設置し、学校や町こども家庭センター「はぐくみ館」や関係機関と連携を図るとともに、町スクールソーシャルワーカーと県スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーと情報を共有しながら学校訪問・家庭訪問を行い、一人ひとりの児童生徒や保護者に寄り添った対応に努めます。

指標

○不登校児童生徒（年間30日以上）の出現率

現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
小学校：1.28% 中学校：3.19%	小学校：1.0% 中学校：2.0%

(5) グローバルに活躍できる人材の育成

主な取組

- ① 外国語教育の推進
- ② 外国語指導体制の充実
- ③ キャリア教育の推進

① 外国語教育の推進

幼児から小中学校までの一貫した英語教育に取り組み、コミュニケーション能力の育成と将来世界で活躍できる人材の育成に努めます。

また、国が掲げる「中学校卒業段階で英検3級相当以上を達成した中学生の割合6割以上」を目指すため、英検等の検定料の補助や民間事業者と連携した英語学習のサポートを行い児童生徒の英語学習に対する意識の向上を図ります。

② 外国語指導体制の充実

小中学校の英語科指導の充実を図るため、外国語指導助手(A L T)を2名配置し、児童生徒の英語力の向上を図ります。

③ キャリア教育の推進

児童生徒が、発達段階に応じた勤労観や職業観を身に付け希望する進路へ進めるよう、長洲町企業等連絡会議や町内企業と連携しながらキャリア教育の推進を図ります。

また、小学校から高校までの「キャリア・パスポート」を活用し、主体的に学ぶ力や自己実現の育成に努めます。

指標

○生徒が英語力を身につけた割合（中学3年生：英検3級相当取得率）

現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
20.16%	40%

○キャリア・パスポートが校種間のつながりを意識した内容になっている学校の割合

現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
100%	継続

（6）インクルーシブ教育の推進

主な取組	① 特別支援教育の充実 ② 共生社会の実現に向けた取組の推進
------	-----------------------------------

① 特別支援教育の充実

特別な支援が必要な児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の更なる強化のために、特別支援教育支援員を増員し、教育活動の充実に努めます。

② 共生社会の実現に向けた取組の推進

障がいのある児童生徒が、安心して過ごすことができるように学校生活を支援するとともに、関係機関等と連携・協力しながら、障がいに対する理解を深める取組を推進します。

また、性的マイノリティ等の正しい理解を深めるため、外部講師等による性に関する指導を行い、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進します。

基本方針2 質の高い教育環境の整備

学校教育施設においては、長寿命化に向けた老朽化対策のほか、自然との共生や環境負荷の低減等、様々な配慮が求められます。

また、児童生徒の健康を保持・増進し、学習能率の向上を図るためには、安全・安心で快適な学習環境を整備することが必要となることから、計画的に老朽化対策に取り組むとともに、健康的で利便性の高い持続可能な学習環境の維持更新に努めます。

(1) 教育環境の充実

主な取組

- ① 学校施設の適正な管理運営
- ② 国や県等の教育施策への対応

① 学校施設の適正な管理運営

児童生徒が、安心して学校生活を送ることができるよう、適宜、施設の修繕や改修に取り組むとともに、町公共施設個別施設計画に基づいた長寿命化に努めます。

また、夏季の高温時等における児童生徒の安全面の確保や避難所開設時の機能確保のため、小中学校屋内運動場の空調設備の整備に努めます。

② 国や県等の教育施策への対応

今後の学習指導要領の改訂や国や県における法令・制度等の改正により必要となる措置については、関係機関と共通理解を深めながら柔軟に対応します。

(2) 学校教育の情報化に関する推進

主な取組

- ① 児童生徒の情報活用能力の育成
- ② 教職員のICT活用指導力の向上
- ③ ICTの環境整備推進
- ④ ICT推進体制の整備

① 児童生徒の情報活用能力の育成

児童生徒が、ICT機器や情報通信ネットワーク等の情報手段に慣れ親しみ、適切に活用できるようにするための学習活動を充実させるとともに、ICTを効果的に活用したわかりやすい授業の展開を目指し、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、ICT機器を活用し、児童生徒のこれからの社会を生き抜く力を育成します。

② 教職員のICT活用指導力の向上

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善のため、端末を日常的に活用できるよう、教職員向けの研修内容を充実させ、ICT活用指導力の向上に努めます。

また、ICT活用の各種支援や授業実践事例等の蓄積・情報共有を行う等のサポート体制の充実を図ります。

③ ICTの環境整備推進

令和7年度に更新を行った1人1台端末、校務用パソコン、校務用サーバ機器等の適切な維持管理に努めます。

また、校務系・学習系ネットワークの改善・統合や各教室の大型入出力装置の更新、デジタル教材の導入・利活用等、国の財政支援状況等を踏まえながら、計画的な整備に努めます。

④ ICT推進体制の整備

学校でのICTに係る支援等を行い、ICTを効果的に活用するために、学校ICT支援員を配置してICT推進体制の整備に努めます。

指標

○児童生徒が授業外で学習のためにICT機器を利用した割合

現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
小学校：66.2% 中学校：68.7%	小学校：80.0% 中学校：80.0%

○教員が授業にICTを活用して指導する能力（できる・ややできると答えた教員の割合）

現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
66.01%	100%

（3）教職員の資質・能力の向上

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 教職員の資質・能力の向上 ② 学校における働き方改革の推進
------	--

① 教職員の資質・能力の向上

熊本県教育委員会が示す「くまもとの教職員像」や「教員等の資質向上に関する指標」を踏まえ、校長のリーダーシップの基に校内研修や自主研修を開催し、教職員の資質・能力の向上に努めます。

② 学校における働き方改革の推進

教職員の心身の健康のため、勤務時間の適正管理や校務支援システム等のICTを活用しながら業務の効率化や負担軽減に努めます。

○教職員の時間外在校等時間が年360時間以内となっている割合

現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
52.17%	100%

（4）就学等に係る経済的負担の軽減

主な取組	① 就学援助事業の実施
------	-------------

① 就学援助事業の実施

小中学校において、経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対して、教育格差が生じないように、学校生活に必要な費用の援助を行います。

また、保護者負担の軽減を図るため、給食費に対する援助を行います。

基本方針3 家庭・地域の教育力の向上

家庭教育は、全ての教育の原点であり、子どもたちが基本的な生活習慣や社会的マナーを身につけるうえで重要な役割を果たします。

しかし、少子化や核家族化の進展、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした地域のつながりの希薄化により、保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会が減少していることから、家庭や地域社会での教育の充実を図ることが求められます。

また、児童虐待やひとり親家庭の増加、子育ての不安や問題を抱える家庭の孤立等、家庭が抱える課題、環境も多様化している中、保護者の子育てに関する不安や悩みを軽減するため、学習機会の提供や保護者同士の交流を行い、相談体制の維持、各種事業に関する情報提供に努め家庭教育力の向上を図ります。

さらに、今後も、地域住民等が当事者として学校運営等に参画する学校運営協議会、地域学校協働活動を通じて、学校と地域の連携・協働体制を継続し、「地域とともにある学校づくり」・「学校を核とした地域づくり」を推進します。

(1) 基本的な生活習慣の定着

主な取組	① 「早寝早起き朝ごはん」運動の推進 ② ながす家庭教育10か条の周知・啓発
------	---

① 「早寝早起き朝ごはん」運動の推進

「早寝早起き朝ごはん」運動の定着を図り、学校、家庭、地域が連携して児童生徒の健全な生活習慣の形成に努めるとともに、PTAとも連携し「ながす家庭の日」の実践を支援していきます。

② ながす家庭教育10か条の周知・啓発

ながす家庭教育10か条をもっと身近に理解してもらうために、周知・啓発を図ります。

(2) 相談体制の充実

主な取組	① 相談体制の充実 ② セーフティネットに関する情報の周知・啓発
------	-------------------------------------

① 相談体制の充実

各学校で毎月開催される定例会において、学校、スクールソーシャルワーカー、町こども家庭センターはぐくみ館、教育委員会が連携して問題の早期発見・解決に努めるとともに、ケース毎に関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。

② セーフティネットに関する情報の周知・啓発

保護者が、様々な悩みを相談できず孤立する等、子育てが困難になる状況を防ぐため、学校以外の子育てに関する相談窓口について分かりやすい情報発信を心がけ、積極的な啓発に努めます。

(3) 家庭教育への支援の充実

主な取組

- ① 家庭教育講演会・研修会開催への支援
- ② 「親の学びプログラム」の推進
- ③ 家庭への支援体制の推進
- ④ 情報モラル教育の推進

① 家庭教育講演会・研修会開催への支援

「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、家庭教育の自主性を尊重しつつ、学校・家庭・地域が連携した家庭教育支援として、子育てに関する知識やスキルを学び、保護者同士の交流を図る家庭教育研修会を実施します。

また、子どもの年齢層に応じた家庭教育課題の解決とともに、家庭教育の重要性について周知を図る家庭教育講演会を実施します。

さらに、保護者が、教育への情報に容易にアクセスできる体制の更なる充実に努めます。

② 「親の学びプログラム」の推進

就学時健康診断やPTAの集まり等様々な機会を活用して、県が推進する「親の学び」プログラムを実施し、子育てに関する様々な学びの場を提供するとともに、保護者同士の横のつながりを強め、互助的コミュニティの環境整備に努めます。

③ 家庭への支援体制の推進

児童生徒や保護者の様々な悩みごとに対し、町こども家庭センター「はぐくみ館」や児童相談所・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・臨床心理士等の専門家と連携しながら、一人ひとりのニーズに応じた支援に努めます。

また、家庭教育等に困りごとを抱える保護者等に寄り添った支援を図るため、家庭教育支援におけるニーズの把握等を行う家庭教育支援員の配置について検討します。

④ 情報モラル教育の推進

学校と家庭が連携し、情報モラルの重要性や情報の取り扱いに対する知識の育成に努めます。

また、ネット依存やSNS(Social Networking Service)によるいじめ等の危険から子どもたちを守るため、PTA等と連携した「スマートフォン等の利用に関する長洲ルール」の周知・啓発を図ります。

指標

○保護者が家庭教育について学んだ園・学校の割合

(「親の学び」講座や家庭教育講演会・研修会を実施した園・学校の割合)

現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
就学前：100% 小学校：100% 中学校：100%	継続

○保護者が「スマートフォン等の利用に関する長洲ルール」を認知している割合

現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
80.5%	100%

(4) 地域とともにある学校づくり・学校を核とした地域づくりの推進

主な取組	① コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の推進 ② 地域学校協働活動(五者連携)の推進
------	--

① コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の推進

学校と地域住民等が力を合わせながら、「地域とともにある学校づくり」を目指し、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の推進を図ります。

② 地域学校協働活動(五者連携)の推進

地域・家庭・子ども・学校・行政の五者が連携し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える「学校を核とした地域づくり」の推進を図ります。

○コミュニティ・スクール(学校運営協議会)において、学校と地域が協働したイベントが実施された学校の割合

現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
60.0%	100%

(5) 防災・安全対策の推進

主な取組

- ① 学校の防災・安全対策の推進
- ② 見守り活動の推進

① 学校の防災・安全対策の推進

児童生徒が、災害や事故・犯罪に巻き込まれることを防ぐため、安全対策の充実を図るとともに、自他の生命を守る行動を学ぶための防災・安全教育に努めます。

また、避難所として町民の安全を確保するため、学校施設の適切な維持管理に努めるとともに、交通安全指導・避難訓練等、関係機関と連携を図りながら安全な体制づくりに努めます。

② 見守り活動の推進

町関係部局と連携しながら通学路の安全確保に努めるとともに、学校運営協議会を通じて、学校安全ボランティアの方々との情報共有や連携を深め、「こども110番のいえ」等の取組を通じて、地域ぐるみで登下校時の見守り活動を推進します。

基本方針4 活力あふれる町の実現に向けた文化・スポーツの推進

人生100年時代においては、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるようにすることが求められています。

生涯にわたり必要な知識や技能・技術を学び、活用することや、知的・人的ネットワークを構築しながら、人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するというサイクルを実現して人生を豊かに生き抜く環境を整備することが必要です。

生涯学習の推進にあたっては、子どもから高齢者までの多様な世代がそれぞれの地域コミュニティやつながりの中で、学び始めるきっかけづくりや学び直しができる環境づくりを推進し、人と人がつながりを深め、活動を通して互いに学び合い交流することにより、生涯学習の活性化を図ります。

(1) 生涯学習環境の充実

主な取組

① 社会教育施設等の適正な管理運営

① 社会教育施設等の適正な管理運営

町民が、文化・スポーツ活動を気軽に安心して行い、生涯学習活動により活力を得ることができる環境を提供するため、適宜、施設の修繕・改修に取り組むとともに、町公共施設個別施設計画に基づいた社会教育施設等の長寿命化に努めます。

(2) 生涯学習の推進

主な取組

- ① 公民館活動の推進
- ② 町民参加による生涯学習機会の推進
- ③ 地域人材の発掘・育成
- ④ 人権教育の推進

① 公民館活動の推進

住民のニーズや地域の実情に応じた講座・教室の提供、サークル活動の支援を図ります。

また、自治公民館が地域における学びや健康づくり・生きがいづくりの拠点として、地域の問題や課題解決に向けた取組を実施できるよう、利用者である地域住民の意向を十分取り入れた公民館運営に努めます。

② 町民参加による生涯学習機会の推進

町民一人ひとりの生きがいづくりや地域に貢献できる人づくりを推進するため、町民のニーズを反映した各種講座や教室・学びの場を創出し、生涯学び合う・学び続けることができる機会の提供に努めます。

③ 地域人材の発掘・育成

生涯学び合う環境づくりのためには、様々な分野において貴重な経験、豊かな知識及び技能等をもつ人材を発掘・育成していくことが不可欠です。

経験・知識・技能等を、生涯にわたり主体的に学ぶ人材の育成を図るとともに、その人材を活用して、町民の多様な学習機会や活動を支援し、豊かな地域社会をつくることを目指します。

④ 人権教育の推進

「熊本県人権教育・啓発基本計画(第5次改訂版)」を踏まえ、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育に、総合的かつ計画的に取り組めます。

社会教育においては、町民一人ひとりや町内企業等が人権について自発的に学習できるよう、社会教育施設を中心に、人権に関する学習環境の整備に努めます。

(3) 魅力ある図書館事業の推進

主な取組

① 魅力ある図書館事業の推進

① 魅力ある図書館事業の推進

町の生涯学習の拠点施設として、ライフスタイルの多様化に即した図書館運営を推進します。

また、ICTの推進により活字離れが進み、読書習慣の減少が見られるため、利用者のニーズに柔軟に対応した図書選定等、再度、図書館に目を向けてもらうような魅力ある取組に努め、誰もが気軽に楽しく利用できる図書館運営に努めます。

さらに、町図書館と学校図書室との連携や、広域的な図書施設間の連携、電子図書館等時代のニーズに即した取組を推進します。

指標

○町図書館の貸出し冊数（年間貸し出し冊数）

現状値（令和6年度）

51,231冊

目標値（令和12年度）

56,000冊

(4) スポーツの推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">① 生涯スポーツの推進② 総合型地域スポーツクラブへの支援③ スポーツ環境・施設の充実
------	---

① 生涯スポーツの推進

町民の誰もが参画できるスポーツの推進に向け、スポーツを「する」だけではなく「みる」、「ささえる」を含めた様々な方向からスポーツへの参画を図るとともに、ライフスタイルに応じた多様なニーズに応えるため、町関係部局との連携を図り、スポーツに関する幅広い情報提供や周知に努めます。

また、町民の健康な身体づくりに努めるとともに、生きがいや活力を培うために、誰もが親しみ参加できる各種スポーツ教室や大会等、スポーツを通じた健康づくり・体力づくりに努めます。

さらに、町全体でスポーツ推進体制を構築するため、町、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ団体、観光協会や商工団体等の民間団体が一体となった「長洲町版地域スポーツコミッション」を設立します。

② 総合型地域スポーツクラブへの支援

総合型地域スポーツクラブのNPO法人長洲にここクラブの活動を促進するために、クラブの周知をはじめ、活動の場の提供等、行政のパートナーとして適切な支援に努めます。

③ スポーツ環境・施設の充実

町民の誰もがスポーツ施設を安全・快適に利用できるよう、公共施設個別施設計画に基づいた施設の計画的な修繕・改修を行い、快適なスポーツ環境の充実に努めます。

また、各種競技大会において優秀な成績を収め、全国大会に出場する選手および団体に対する支援を充実させるため、基金を設立します。

(5) 芸術・文化の振興と文化財の保存

主な取組	<ul style="list-style-type: none">① 芸術・文化活動の推進② 伝統芸能の継承③ 文化財の保護・保存
------	--

① 芸術・文化活動の推進

ながす未来館を拠点として、優れた芸術・文化の鑑賞機会の提供を図り、芸術・文化活動の推進に努めます。

また、各種競技大会において優秀な成績を収め、全国大会に出場する選手および団体に対する支援を充実させるため、基金を設立します。

② 伝統芸能の継承

長洲町文化祭等で伝統芸能の発表の場を創出し、伝統芸能にふれて知る機会を通して、町民の伝統芸能への関心を高め後世へ継承していく活動の支援に努めます。

③ 文化財の保護・保存

文化財の保護・保存については、長洲町文化財保護委員会をはじめ、関係団体と連携しながら、有形・無形の町文化財の適切な保護・保存に努めます。

また、子どもから大人まで多くの町民の方々に対して、魅力ある町の文化財について、情報の発信・啓発に努めます。

(6) 社会教育・社会体育・文化団体等の活動支援の充実

主な取組

- ① 社会教育団体の育成
- ② 社会体育団体の育成
- ③ 文化団体の育成

① 社会教育団体の育成

本町では、地域婦人会やPTA連合会・子ども会連合会・青少年育成町民会議等、様々な団体がそれぞれ積極的に活動を行っています。これらの団体の自主性を尊重しながら、会員数の減少や会員の高齢化等の課題解決を図り、その活動に対する奨励、支援を通じて、町民による自主的・自発的な社会教育活動を推進します。

② 社会体育団体の育成

長洲町スポーツ協会をはじめ、各種団体については、それぞれが自主的・自発的なスポーツ活動を行っています。

今後も、各種団体の抱える会員数の減少や会員の高齢化等の課題の解決を図り、継続して活動が可能となるよう、指導者の育成を含め、社会体育団体の活動を支援します。

③ 文化団体の育成

長洲町文化協会をはじめ、各種自主サークル等と連携し、それぞれの活動を支援するとともに各種文化活動の充実ならびに文化団体の育成・支援に努めます。

第5章 計画の推進体制等

1 計画推進の方針

(1) 計画の周知

計画の着実な推進に向けて、多くの町民との協働による教育行政の推進を図り、理解と協力を得る必要があります。

そのため、本町の教育行政の目指す方針や施策の内容、実施方法に関して、必要な情報を周知に努めます。

(2) 地域、学校、家庭、関係機関との協働の推進

計画の推進にあたっては、地域、家庭、町内認定こども園・保育園、町こども家庭センターはぐくみ館、スポーツ・芸術文化団体、NPO団体等、多様な団体と行政が方針やビジョンを共有し、協働することにより、長洲町全体で教育に取り組む体制づくりを進めます。

また、国、県、教育機関や県内各市町村教育委員会との情報交換や共有を行うとともに、庁内の関係各課との連携、協力をより密にし、組織的・横断的な取組を展開します。

2 計画の進捗管理

計画の実効性を確保するために、PDCA(Plan Do Check Action)サイクルを用いた進捗管理を行います。

毎年度、計画に位置付けた事業については、外部委員による「長洲町教育委員会の事務の点検及び評価」を行い、その内容を公開します。

また、必要に応じて、学校や町民に対するアンケート等によりニーズ調査を行い、計画の達成状況や現状を把握します。



資料編

○長洲町教育振興基本計画策定に関する審議会運営要綱

(令和7年3月21日教育委員会告示第28号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、長洲町附属機関設置条例(平成30年長洲町条例第13号)第3条の規定に基づき、長洲町教育振興基本計画策定に関する審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、教育振興基本計画策定に関する事項を審議し、その結果を答申することとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 教育関係団体関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の審査が終了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、この要綱の施行の日以後最初に開催する会議については、教育長が招集するものとする。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

○長洲町教育振興基本計画策定に関する審議会委員

役職	氏名	所属等	要綱該当事項
委員長	太田 恭司	熊本大学教職大学院 シニア教授	要綱第1号
副委員長	坂本 和也	長洲町小中学校 校長代表	要綱第2号
委員	有友 聡美	長洲町小中学校 教頭代表	要綱第2号
委員	菊川 明子	長洲町学校運営協議会 代表	要綱第2号
委員	古賀 春菜	長洲町 PTA 連合会 代表	要綱第3号
委員	本田 秀二	長洲町青少年育成町民会議 代表	要綱第3号
委員	竹本 薫	町民代表	要綱第4号

○アンケート調査

◆調査の目的

本計画の策定にあたっては、本町の子どもたちの現状や生涯学習に関する現状等の教育に対する考えや意見を把握し、計画策定の参考にするため、「教育行政に関するアンケート」を小中学生・保護者・教職員を対象として実施しました。

◆調査対象

調査対象	対象者数	有効回収数	回収率
町内小学校 5 年生	128 人	103 人	80.4%
町内中学校 2 年生	104 人	82 人	78.8%
町内小中学校の保護者	842 人	234 人	27.8%
町内小中学校の教職員	83 人	74 人	89.1%

◆調査期間 令和7年9月上旬から下旬まで

長洲町教育振興基本計画（第3期）

令和8年3月

発行者

長洲町教育委員会

〒869-0123

熊本県長洲町大字長洲 2760 番地

TEL : 0968-78-3274 / FAX : 0968-78-0939